

非能格性制約と擬似受動文の習得研究： その問題点と機能的説明

松 林 城 弘

1. はじめに

言葉を分析しようとする際、極めて大まかに言って、次の2つの立場が存在する。1つは、我々人間が言葉に対して持っているであろう(生得的)言語能力の解明を目指して、その能力を原理や原則に基づいて形式的体系として明示しようとする立場である。いわゆる形式主義と言われる立場である。一方は、言葉の使用の側面に焦点をあて、話し手と聞き手の間で、何が、いつ、どこで、どのように伝達されるかを分析対象とし、人間と言葉のかかわりを機能的体系として明示しようとする立場である。機能主義と言われる立場である。両者の立場は、言語(習得)観において対極を成しており、それ故、各々の立場を具現化する文法理論においても方法論上の違いが常に生じる。例えば、形式主義の代表格である生成文法論では、言語現象の説明を文法そのものに求めるのに対して、機能主義の語用論では、文法に外在的な要因にその説明を求めることになる。

このように、対極の理論は、言語事実の捉え方も説明の仕方も極めて異なる訳であるが、その中間に位置し、両者の橋渡しをする言語理論も存在する。機能的統語論や認知文法論がそれである。特に、機能的統語論は、言語事実や現象の性質に応じて、生成文法論のように言語の形式に焦点をあてて分析する場合もあれば、認知文法論や語用論のように言語の意味や機能といった側面に重点を置いて分析する場合もある。対象とする現象次第では、形式的分析が適している場合と機能的分析が相応しい場合があると考えている訳である。その意味で、機能的統語論は、形式主義と機能主義の考え方を維持しながら両者の橋渡しをする中間的な言語理論であると言ってよい。

形式主義と機能主義の間で、機能的統語論は過去に幾つもの言語現象を分析し、一定の成果をあげてきた(cf. Kuno 1987, Takami 1992, Kuno and Takami 1993, Takami 1998)。その中の一つに擬似受動文(Pseudo-Passive Constructions)の適格性に関する機能的説明がある。擬似受動文の適格性をめぐっては、動詞の非能格性が関わるとする説も他のアプローチから提案されており、議論されているところである。また、擬似受動文は、第2言語の習得研究の分野からも注目を集めつつある言語(統語)現象である。本論では、このような擬似受動文の適格性に関わる問題や第2言語の習得研究に関わる問題を中心に取り上げていきたい。特に、機能的統語論の説明が他のアプローチの説明をどのように包摂していくのか、第2言語の習得研究にどのような影響を与えるのかといった問題に焦点をあてながら進めていきたい。

2. 非能格性制約と擬似受動文の習得

動詞の性質に応じて、非対格動詞 (unaccusative verbs) と非能格動詞 (unergative verbs) に分類することがある。そして各々の動詞は、擬似受動文の成立を左右する意味的及び統語的特性を持っているとする説がある。本節では、まず、この説に従って、非能格／非対格動詞の区別が擬似受動文とどのように関わっているのかという点を中心に概観する。次いで、第2言語習得研究の分野で、この非能格／非対格性の問題がどのように扱われているのか、Hirakawa (1997, 2003) の研究を通じて見ていくことにする。

2.1 擬似受動文における非能格性制約

非能格動詞と非対格動詞の意味的及び統語的違いについて簡単に整理しておく。まず、意味の相違について、下の(1)(2)の各文を見ながら確認しておきたい。

- (1) 非能格動詞 (jump, sleep)
- a. Children *jumped* on the floor.
〈Agent〉
 - b. One of the students *slept* in class.
〈Experiencer〉
- (2) 非対格動詞 (fall, break)
- a. My watch *fell* on the floor.
〈Theme〉
 - b. The tree *broke* easily.
〈Theme〉

(1a) の動詞 jump は、主語の意図的な行為・動作を表しており、また、(1b) の sleep は、主語の生理的な現象を表している。非能格動詞とは、(1a) が示すように、動作主 (Agent) の意図的な行為・動作を表したり、(1b) のように、経験者 (Experiencer) の生理的な活動を表す動詞であるとされている。一方、非対格動詞とは、(2a, b) の my watch や the tree のような対象物 (Theme) を主語に取り、その対象物の非意図的 (自然発生的) な位置や状態の変化を表す動詞であるとされている。このように、動詞の意味的な特性によって非能格動詞と非対格動詞は区別されている訳であるが、今一度整理しておく、非能格動詞とは、動作主 (意図的な主語) の意図的・意志的行為や経験者 (生理的現象の主語) の生理的活動を意味する動詞であり、他方、非対格動詞とは、対象物 (または被動者) を主語に取り、その指示物の非意図的な事象を表す動詞であるとまとめることができる (Perlmutter and Postal 1984)。

次に、非能格動詞と非対格動詞の統語的な違いについて、下の(3)(4)が示す D 構造から S 構造への派生の仕方を見ながら確認しておきたい。

- (3) 非能格動詞 (jump)
- D 構造: [Children [_{vp} jumped]] → S 構造: Children jumped.

(4) 非対格動詞 (break)

D 構造：[e [_{vp} broke the tree]] → S 構造：The tree broke.

(3)が示すように、非能格動詞が現れる統語構造は、D 構造においても S 構造においても、いわゆる主語の位置に変化はなく、常に NP が存在する。他方、(4)が示すように、非対格動詞の文では、D 構造においては主語の位置が空になっているが、S 構造への派生の際に、目的語の位置から NP が移動して、主語の位置が満たされている。このような各々の動詞の統語的な特性が、先程述べた意味的な特性と併せて、非能格動詞と非対格動詞を区別する根拠となっている訳である。

意味的・統語的に異なった特性を持つ非能格動詞と非対格動詞が、擬似受動文という統語構造の中に現れた場合、その適格性にどのような影響を及ぼすのであろうか。Perlmutter and Postal (1984) 及び Levin and Rappaport Hovav (1995) の提案を中心に見ていきたい。彼らは、英語の擬似受動文に非能格動詞が現れた場合と非対格動詞の場合とでは適格性に差が生じるとして、擬似受動文の成立には非能格／非対格動詞の区別が深く関わっていると主張してきた。例えば、下の(5)(6)のような例文を使いながら、その関係を説明している。

- (5) a. The bed was *jumped* on by the children.
 b. The room was *exercised* in by Spider Man.
 c. This track has been *run* on by our finest young athletes.
- (6) a. *The bed was *fallen* on by dust.
 b. *The room was *burst* in by the bubble.
 c. *The hill was *grown* on by grass.

(5a-c) 文には、主語 (by 以下の名詞句で、この場合は動作主) の意図的な行為・動作を表す非能格動詞 jump, exercise, run が現れ適格となる。他方、(6a-c) 文には、主語 (この場合は対象物) の自然発生的な位置や状態の変化を表す非対格動詞 fall, burst, grow が使われ不適格となる。このように、(5a-c) と (6a-c) の適格性の違いは、非能格動詞か、非対格動詞が使われているかという語彙的情報により決まることになる。高見・久野 (2002) は、こうした Perlmutter and Postal 及び Levin and Rappaport Hovav の提案の主旨を(7)の制約としてまとめている。

- (7) 擬似受身文に課される非能格性制約：擬似受身文には、非能格動詞のみ現われ、非対格動詞は現われない。

この制約からも明らかのように、非能格／非対格動詞の区別は、擬似受動文の適格性を診断する一種の基準のような役割を果たしていると言える。本稿では、以後、擬似受動文と非能格／非対格動詞の関係を規定する制約として、この「非能格性制約」という用語を使うことにする。

2.2 非能格性制約と第2言語の習得

前節で触れた非能格性制約は、第2言語習得研究の中でどのように応用されているのであろうか。Hirakawa (1997, 2003) の研究を通じて概観したい。

Hirakawa は、日本人英語学習者が、(7)で示した非能格性制約に対してどの程度敏感である

か実験により確かめた。実験は、中級レベルの大学2年生18名を実験群とし、英語母語話者10名を統制群として行われた。実験文には3種類の動詞（非能格動詞、非対格動詞、他動詞）が現れる（擬似）受動文が合計15文用意された。被験者は、各実験文の横にある-2（completely unacceptable）から+2（completely acceptable）のスケール上のいずれかをマークすることにより、各文の適格性を判断することが求められた。下の(8)は、3種類の動詞が現れる実験文の一例である。(8a)は、非能格動詞が現れる擬似受動文で、適格であるとされる文である。(8b)は、非対格動詞が現れ、不適格とされる擬似受動文である。(8c)は、他動詞が現れる通常の受動文である。スケール左横の括弧内に示した数字は、各タイプの実験文に対する平均反応値（Lは学習者で、Nは英語母語話者の平均値）を示したものである。

(8) a. There was a good recording studio in the city.

But that studio was never sung in until yesterday.

-2 -1 0 +1 +2 (L: -0.46, N: 0.88)

b. These stairs are very steep.

*The stairs are often fallen down by children.

-2 -1 0 +1 +2 (L: -1.14, N: -1.58)

c. Mary was watching the opening of the building.

When the ribbon was cut, everybody clapped.

-2 -1 0 +1 +2 (L: 1.32, N: 1.52)

(Hirakawa 1997に基づく)

(8a)と(8b)のタイプの結果を比較した上で、英語母語話者の反応は、適格文及び不適格文を各々正しく判断し、(7)の非能格性制約に従ったものになっているとされている。一方、日本人学習者の場合も、(8a)の反応を省けば、概ね、(7)の制約に従った反応であると見なされている。この結果を受けて、学習者は、英語母語話者と同じように、「擬似受身文には、非能格動詞のみ現われ、非対格動詞は現われない」という語彙的・統語的知識を持っているのではないかと結論づけられている。

3. 機能的制約と擬似受動文の習得

前節では、非能格性制約の概要とその制約が第2言語の習得研究にどのように取り入れられているか簡単に見てきた。本節では、まず、高見・久野(2002)に従って、機能的統語論の視点から、非能格性制約の問題点を明らかにし、次いで、その制約に依拠した第2言語習得研究の不備を指摘する。

3.1 擬似受動文における機能的制約

高見・久野(2002:218)は、他動詞からなる通常の受動文と擬似受動文の両方に課せられる機能的制約として、(9)の仮説を提案している。

- (9) 英語の受身文に課せられる機能的制約：英語の受身文は、
- by 句が（明示されていない場合も含めて）、行為者が行為者に近いもの（つまり、経験者または外的使役者）を表し、
 - 主語指示物が、動詞の表す行為や状態にインヴォルヴしているか（インヴォルヴメント制約）、
 - 特徴づけられたり、定義づけられている（特徴づけ制約）場合に、適格となる。

高見・久野（2002:220-22）は、これらの制約が下の各文にどのように作用し、結果として、適格性にどの程度影響するのか具体的に説明している。

- (10) a. That bed was slept in by Napoleon.
 b. I was spoken to by a stranger.
 c. This bridge has been walked under by generations of lovers.
 d. *The bridge was walked under by the dog.

まず、(9a) の制約に関して見てみると、(10a) の by 句は経験者を表し、(10b-d) の by 句はそれぞれ行為者を表しており、この制約からは各文とも適格性に問題はない。ところが、(9b) のインヴォルヴメント制約と (9c) の特徴づけ制約に関しては、各文において差が生じるようだ。(10a) は、「ベットは眠るという行為の直接対象であり、シーツにしわがよったりして、ベットに対して何かがなされた」と解釈されるため、ベットは眠るという行為にインヴォルヴしている。また、ベットはナポレオンが眠ったことで特徴づけられている」とされ、インヴォルヴメント制約と特徴づけ制約の両方を満たしており、適格な文であるとされている。(10b) はインヴォルヴメント制約のみを満たし適格となり、(10c) は特徴づけ制約のみを満たして適格となる。一方、(10d) は、「犬が橋の下を歩いているために、橋自体には何もなされておらず、橋は歩くという行為になんらインヴォルヴせず、その結果、橋には動作の影響がまったく及ばない」として、インヴォルヴメント制約も特徴づけ制約も満たさない不適格な文であるとされている。このように、受動文が適格になるためには、(9a) の制約を満たした上で、(10a) のように、インヴォルヴメント制約と特徴づけ制約の両方を満たすか、又は、(10b) や (10c) のように、いずれかの制約を満たす必要があり、(10d) のように、インヴォルヴメントも特徴づけも関与しない場合は、不適格な文となる訳である。

高見・久野は、さらに、このような機能的制約の方が、非能格性制約よりも受動文の適格性をより適正に捉えることができるとしている。彼らは、まず、非能格制約(7)の「擬似受身文には、非能格動詞のみ現われ……」という部分の規定に着目し、その不備を指摘している。(10 a-d) の各文に現れるのは非能格動詞であるが、先程触れたように、(10d) が不適格となり、擬似受動文に非能格動詞が現れる場合でも必ずしも適格になるとは限らない訳である。その確証を得るために、彼らは、(11)のような例文（非能格動詞が現れるが、不適格になる文）を多数引き合いにだしている。その上で、(11)と同じ非能格動詞が現れる場合でも、(12)が示すように、主語指示物の特徴づけという機能的な条件が満たされた場合には適格になるとしている（2002: 194-96）。

- (11) a. *The office was *worked* in by Mary last night.
 b. *John was *traveled* with by Mary.

前節で触れた高見・久野の議論では、擬似受動文の適格性は、非能格か非対格かという動詞の語彙的情報にのみ依存する現象ではなく、インヴォルヴメントや特徴づけといった機能的な概念に依存する現象であると位置づけられている。もしこの位置付けが正しいならば、非能格性の制約に代わって、機能的な概念に基づく制約が、第2言語における擬似受動文の習得を説明するのに重要な役割を果たす可能性がある。この可能性について、松林(1996)に従って簡単に触れてみたい。

松林は、特徴づけという機能的な概念が第2言語の習得にどの程度関与するのか、実験により調べた。被験者は愛知県立大学の英米学科に所属する学生62名で、実験文としては、(16)から(19)に示す8文の他に4文の攪乱文を加えた合計12文が使用された。

- (16) a. The bridge has been walked under by generations of lovers.
 b.*The bridge was walked under by the dog.
- (17) a. Chicago has been lived in by generations of immigrants.
 b.*Chicago has been lived in by John.
- (18) a. The University of Chicago has been graduated from by many famous persons.
 b.*The University of Chicago was graduated from by John two years ago.
- (19) a. Children under ten years old must be traveled with by their parents.
 b.*John was traveled with by Mary.

(16a) (17a) (18a) (19a) は、特徴づけ制約を遵守して適格となる文で、(16b) (17b) (18b) (19b) は、その制約を遵守せず不適格となる文である。例えば、(17a)において、移民が数世代に及んでシカゴに住みついているという記述は、移民の都市としてのシカゴの特徴づけとなり、この文の容認可能性を高めている。他方、(17b)のように、ジョンがシカゴに住んできたという記述は、何らシカゴの特徴づけになっておらず、それ故、不適格な文と見なされる訳である。被験者の反応は、各a文の方がb文よりも適格であるとうい結果になった(適格性判断の差は統計的に有意であった)。こうした結果を受けて、「特徴づけ制約は、擬似受動文の習得に関しても作用し、第2言語における擬似受動文の習得を説明する際にも有効な手段となり得る」と結論づけられている。

以上、Hirakawa及び松林の結果から、日本人学習者の場合、擬似受動文の適格性判断は、非能格か、非対格かという語彙的・統語的情報によって左右されるというよりも、むしろ、主語指示物が特徴づけられているかどうかという意味的・機能的な要因の影響を受ける可能性が高いと言えるのではないだろうか。言い換えると、第2言語学習者の擬似受動文の習得は、非能格性の概念を使って説明するよりも、むしろ、機能的な概念を使う方がより包括的で、説得力のある説明が出来る可能性が高いと結論づけられるのではないだろうか。

4. おわりに

日本語には「隣の住人に夜おそくまで騒がれて困った」というような前置詞つきの受身文とよく似たいわゆる間接受身文は存在するが、擬似受動文のように前置詞が明示的に残る受動文は存在しない(影山1993, 1996)。日本語には存在しないという意味で、擬似受動文は、日本人学習者にとって、構造的にかなり奇異に感じられる受動文であるかもしれない。Hirakawaの

被験者には、擬似受動文を全て不適格と判断する傾向が現れたが、その原因は、前置詞つきの受身文という構造そのものの特異さに違和感を感じたことによるのかもしれない。松林の被験者においても、特徴づけの制約が作用したものの、擬似受動文全般に対する容認可能性は低かった。やはり、擬似受動文の特異な構造そのものに不自然さを感じてしまうという要因が働いたのかもしれない。こうした擬似受動文の構造上の問題と習得との関係は、本論では具体的に解決されていない。今後の課題として、さらに検討が必要となるであろう。

このような検討課題を残しつつも、本論では、少なくとも次の3点について確認できた。①擬似受動文の適格性は、非能格か非対格かという動詞の語彙的情報にのみ依存する現象ではなく、インヴォルヴメントや特徴づけといった機能的な概念に依存する現象であるということ。②こうした機能的な概念は、第2言語の習得を説明する場合にも有効であるということ。③結果として、非能格性という語彙的・統語的制約のみで学習者の擬似受動文の習得を説明するには限界があるのではないかということ。このような確認事項を踏まえながら、今後さらに、機能的な概念と言語習得との関係について明らかにしていくことが求められるであろう。

参 考 文 献

- Hirakawa, M. 1997. On the Unaccusative/Unergative Distinction in SLA. *Jacet Bulletin* 29, 17-27.
- Hirakawa, M. 2003. *Unaccusativity in Second Language Japanese and English*. Tokyo: Hituzi Syobo.
- 影山太郎. 1993. 『文法と語形成』東京: ひつじ書房
- 影山太郎. 1996. 『動詞意味論』東京: 大修館
- Kuno, S. 1987. *Functional Syntax: Anaphora, Discourse and Empathy*. Chicago: University of Chicago Press.
- Kuno, S. and K. Takami. 1993. *Grammar and Discourse Principles: Functional Syntax and GB Theory*. Chicago: University of Chicago Press.
- Levin, B. and Rappaport Hovav, M. 1995. *Unaccusativity: at the Syntax-lexical Semantics Interface*. Cambridge, MA: MIT Press.
- 松林城弘. 1996. 「第2言語における擬似受動文の習得について: 意味機能的分析に基づく考察」『英語教育研究』20: 79-85.
- Perlmutter, D. and P. Postal. 1984. The 1-Advancement Exclusiveness Law. in D. Perlmutter (eds.) *Studies in Relational Grammar* 2, 81-125. Chicago: University of Chicago Press.
- Takami, K. 1992. *Preposition Stranding: From Syntactic to Functional Analyses*. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Takami, K. 1998. A Functional Constraint on Extraposition From NP. in A. Kamio and K. Takami (eds.) *Function and Structure*, 23-56. Amsterdam: John Benjamins.
- 高見健一・久野暉. 2002. 『日英語の自動詞構文』東京: 研究社